

選手登録に関する決まり事

【全還連 新規登録・更新登録】

- ・全還連指定様式で申請をする。
- ・申請期限は12月15日厳守とする。
- ・新規登録者は年齢証明書を添付する。
尚、今年度兵還連に途中登録された選手は、翌年度新規登録となる。
※他の新規登録選手同様に年齢証明を添付する
- ・移籍登録者は指定の移籍届書を添付して※印を表記し申請する。(年齢証明は不要)
※登録費の振り込みは12月15日までに指定の金融機関へ全還連登録費のみを振り込む。

【兵還連 新規登録・更新登録】

- ・兵還連指定様式で申請する。
- ・申請期限は1月10日厳守とする。
- ・新規登録者は年齢証明書を添付する。
※今年度、途中登録された選手は、翌年度は更新登録の為新規扱いではない。
- ・移籍選手は指定の移籍届書を添付して△印を表記して申請する。
但し、全還連登録の際に新規登録で添付された選手は不要である。
- ・年齢資格年月日後1ヶ年以内の者は予備生として○印で申請を行う。
尚、予備生の年齢証明は不要であるが、翌年は新規登録の為、年齢証明書を添付して申請する。

注) 全還連へ新規・更新登録後、兵還連へ選手登録までの間に移籍をされる選手は指定の様式にて移籍届を添え移籍選手△印で登録することが出来る。
※兵還連・近還連の登録費の振り込みは、指定の金融機関へ1月25日までに振り込む。

【兵還連 途中登録】

- ・兵還連指定様式で申請する。
- ・年齢資格は年度毎資格者による。(シーズン中の移籍は認めない)
- ・途中登録選手は同年度の全還連主催の大会には出場できない。
※途中登録選手は6月末までのリーグ戦が7月以降に変更された全ての試合に出場できる。

【その他変更届】

- ・同年度前期6月末までに退部された選手の背番号を途中登録選手が引き継ぐ場合は、「諸変更届:①背番号引継ぎ抹消届」を添えて申請する。
- ・途中登録申請の際、登録済選手が背番号を変更する場合は、「諸変更届:②背番号変届」を添えて申請する。

兵還連リーグ戦(還暦・古希・喜寿リーグ) 公式戦・交流戦 時間制について

1. 基本ルール

- (1) 試合は7回戦とする。但し、時間制限を設定し100分(1時間40分)を経過した場合は、新しいイニングに入らない。
- (2) コールドゲームは5回以降7点差以上の場合に適応する。但し、100分を経過した場合は、5回以前であってもコールドゲームとする。
- (3) 降雨等により審判員が試合続行不可能と判断し、5回終了または100分経過した場合は、試合成立とする。不成立の場合はノーゲームとする。

2. ルール運営上の取扱い

- (1) 試合時間の計測、及び、管理は審判員が行う。
 - ① 試合時間の計測は、球審の「プレーボール」宣言から始まり、最終回の最後のプレーのコールまで、または、100分経過時の最終打者の終了時点とする。
但し、コールドゲームは成立時点までとする。
 - ② 試合時間の計測は、公式戦は2塁塁審、または、控え審判が行い、交流戦は球審の管理のもとでホームチームのベンチが行う。
 - ③ 計測はストップウォッチ、または、タイマー等の計器により行う。
 - ④ 1回表終了時に、試合開始時刻を両チームに通告する。
※ 公式戦： 2塁塁審または控え審判から球審へ、球審から両チームへ告げる。
※ 交流戦： ホームチームベンチから球審へ、球審から両チームへ告げる。
 - ⑤ 制限時間に達した時は、その旨を両チームに通告する。
※ 公式戦： 2塁塁審または控え審判から球審へ、球審から両チームへ告げる。
※ 交流戦： ホームチームベンチから球審へ、球審から両チームへ告げる。
 - ⑥ 試合途中における時間経過の把握は各チームで行い、審判員はその問合せに対応しない。
- (2) 試合が中断した場合(ロスタイム)
 - ① 試合が怪我等やむを得ない事情により中断した場合は、審判員は中断時間を計測し試合時から除外する。尚、中断の判断は審判員の判断によるものとし、異議を申し出ないこと。

3. その他

- ① 審判員の夏場の給水タイム(5分)、及び、冬場のトイレタイム(5分)は、試合時間から除外する。
- ② 試合の公正を期すため、意図的な遅延行為を厳禁とする。
- ③ タイムの回数制限は下記による。
※ 監督またはコーチ等が投手のところへ行く回数、守備側のタイム及び攻撃側のタイム回数は2回までとし、タイムの時間は各1分を制限とする。

4. 試合時間の判断について

- ① ケース1 A(表チーム)がリードの5回表に100分が経過した場合(攻撃中または終了時)

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	2			9
B	3	2	2	0				7

※ 判断 5回裏完了まで行う。

- ② ケース2 同点で5回表に100分が経過した場合(攻撃中または終了時)

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	0			7
B	3	2	2	0				7

※ 判断 5回裏完了まで行う。

- ③ ケース3 同点で5回裏攻撃中に100分が経過した場合

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	2			9
B	3	2	1	3				9

※ 判断 5回裏完了まで行う。

100分経過時、既に得点があればその時の打者が打撃を完了し、Bチームの勝利となる。

- ④ ケース4 B(裏チーム)がリードの5回裏攻撃中に100分が経過した場合

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	1			8
B	3	2	2	3				10

※ 判断 100分を経過した時点でBチームの勝利となるが、その時の打者が打撃を完了して試合終了とする。
この場合、5回裏に得点があれば加算する。

- ⑤ ケース5 B(裏チーム)がリードの5回表攻撃中に100分が経過した場合

※ 判断 5回表を完了させ、その時点の得点差で5回裏まで行うか判断する。

- ⑥ ケース6 得点状況に関わらず、5回裏終了時点で残り時間がわずか場合

※ 判断 100分を経過していないので6回へ進む。

この場合、審判員は6回が最終回になることを両チームに通告する。

2025年度リーグ戦における申し合わせ事項

試合時における安心・安全を目的とし、連盟公式競技規則を補足するものとして下記の事項を全チームへ周知徹底を図るものとする。

1、試合時間短縮の徹底について

- (1) ボール回しは、回の初め1回のみとする。
- (2) 投手は投球後、捕手からの返球を受けたらただちにサインを見て投球する。
- (3) 捕手は投球を受けたらキャッチャーボックス付近から速やかに投手に返球する。
- (4) 打者はバッターボックスからサインを見る。みだりにボックスから出ない。
- (5) 捕手の防具装着は、周りの選手が手伝い速やかに行う。
- (6) 攻守交代は出来る限りかけ足で行い、審判による追い出しを必ず行う。
- (7) 公式戦と交流戦の間隔時間は、10～15分を目標とする。

※両チーム及び審判員の協力と努力で、細かいことの積み重ねにより、試合時間を5分程度短縮し、全ての試合において「100分・7回」を目標とする。

2、猛暑日における熱中症対策について

- (1) 熱中症特別警戒アラート（暑さ指数WBGTが35に達する場合）が発表された場合は、リーグ戦は中止し、雨天順延扱いとする。
熱中症特別警戒アラートは予測対象日の前日14時に環境省から発表され、同省のホームページや兵庫県のホームページで確認出来るため、気象予報を注視し早めに判断して対処する。なお、今年の発表は、0回。
- (2) 熱中症警戒アラート（暑さ指数WBGTが33に達する場合）が発表された場合は、試合は行うが試合時の給水タイムは、3回・5回に各5分ずつ設け、イニングの間もこまめに水分補給を行う等の対策を講ずると共に、活動時間の短縮等も考慮する。
熱中症警戒アラートは予測対象日の前日17時又は当日7時に環境省から発表され、同省のホームページや兵庫県のホームページで確認出来る。
なお、今年の発表は、兵庫県で58回。（6月下旬～9月中旬）
- (3) 交流戦においては、より気温上昇の時間帯となるため、暑さにより試合の実施や継続が困難と判断される場合は、両チーム監督及び審判員が協議の上、試合中止又は試合途中での終了を可能とする。
- (4) 審判員は給水タイム以外でも適宜給水を行い、冷却剤やタオルをグラウンド内の隅に置く等、対策を十分に行う。特に球審は水分補給に十分留意すること。
なお、猛暑時の試合では審判員の健康面を考慮して、両監督の承諾を得て試合中に審判員の交代が認められている。現規定では、7月～8月の試合時は審判員5人体制となっているが、6月・9月においても5人体制とすることが望ましい。
- (5) 夏季リーグ戦休止期間中の各チームの活動については、上記試合時における対策を参考に、チームの判断においては無理をせず、活動する場合でも午前中の短い時間のみとする等、十分な配慮をお願いしたい。（7月第3週～9月第1週）

3、試合中のケガ防止対策について

- (1) コリジョンルール（衝突防止）の適用は審判員の判定が全てであり、プレーを適切な位置から注視し厳格に適用すること。
 - ① 本塁上のタッグプレー時の捕手の位置：本塁をまたがらず前で待つ
 - ② 打者走者に対する1塁手の位置：塁上で待たない
 - ③ 2盗・3盗時の内野手のベース付近での位置：走路で待たない
- (2) 投手の保護メガネ（ゴーグル）及びフェイスガードの着用を認める。

高反発バットの使用等により、投手の顔面への打球が避けられず負傷事例が発生しているため、試合前に両チーム監督及び審判員の了解を得て着用を認める。

4、その他

- (1) 交流戦の審判員も必ず登録審判員が務め、服装も規定のものとする。
ただし、塁審の服装については選手交代等、チーム事情によりやむを得ない場合は帽子のみ審判用帽子とする。
また、チーム事情や暑さ対策のために相手チーム監督の承諾を得て、球審を含め審判員の途中交代を認めることとする。
- (2) 各チームの責任審判員は、チーム内において審判員の指導・育成に努め、連盟による年2回の審判講習会以外に、チーム内講習会を月1回程度行い、その内容を連盟審判部へ報告する。（テーマを絞って短時間でも可とする。）
- (3) 連盟で取り決めた規約・規則は、還暦・古希・喜寿各リーグにおいて適用する。
- (4) 試合中の事故・トラブルや暑さ対策で交流戦の未実施又は途中終了等があった場合は、必ず当日中に連盟審判長又は事務局長まで報告すること。
- (5) 審判員に対する抗議は監督のみとなっており、これを厳守する。
- (6) 選手並びに審判員は、常に自己の技術向上に努力をすると共に、兵還連競技規則に精通すること。